

皆さんこんにちは、ご紹介していただきました滋賀県障害福祉課におります大平です。

今日は新型コロナウイルス感染症に関わっての在宅での支援を必要とする方への事業ということで滋賀県でと言っていたいただきましたので、それについてのご説明をさせていただきます。

では画面を共有します。

この事業ですけれども、新型コロナウイルス感染症にかかる在宅生活困難障害者支援事業についてということです。

事業の目的としましては、障害児者の家族等の支援者が新型コロナウイルス感染症に感染をして入院をされるということになります。

ご本人も濃厚接触者ということで、実際には感染をしていないので在宅で生活をされる、あるいはご本人も感染して入院されると、そういう場合に病院の中で病院のスタッフとの支援も必要となります。

あるいは在宅での支援が必要となる時に、何らかの形で支援者提供の事業として今回滋賀県の方で事業をさせていただきました。

事業内容としましては、家族等が新型コロナウイルスに感染し本人が濃厚接触者となり単身で過ごすことが必要となった場合や、行動障害等の障害のある方が新型コロナウイルス感染症で入院されたと。

感染のリスクから通常の福祉サービスでの対応がなかなか難しいので、違う方法で地域の支援者を調整し、緊急的に支援ができる体制を確保するとともに、自宅での過ごしが困難になった場合に生活の場の確保を行うということが事業の内容となります。

詳しくは、フロー図を見ていただきたいのですが、こちらになります。

まず、同居家族等が新型コロナウイルスに感染すると、同居家族については入院、宿泊療養施設での療養になるということになります。

ご本人さんについても濃厚接触者ということでPCR検査を受けていただくのですが、結果的に陰性であるとわかったときに、ご家族がいない状況での在宅生活をどうするかということになります。

原則としては左側のように支援事業者の支援を受けて在宅待機。

濃厚接触者なので陰性であっても2週間程度の経過観察が必要となりますので、その間自宅待機となります。

その間在宅での支援を提供するというのが原則になります。

ただ、様々な事情で在宅での経過観察が難しい方がいらっしゃると思います。

例えば発達障害の方などで自宅では家族と暮らすことが前提となっている場合、ご家族がいないところに支援者が入ってくることが環境的に受け入れられないのであれば、場所

ごと変えてしまう、そうしないと生活が成り立たないような場合、そのような自宅外での経過観察をさせていただくということも想定しています。

ですけれども、原則は自宅での待機とそこへの支援者の派遣になります。

万が一宿泊場所が必要となった場合の調整ですけれども、こちらは滋賀県全県的に場所を確保するということが難しいので、これに関しましては県でも確保の努力はいたしますけれども、市町あるいは各市町の基幹相談支援センターなどに協力をお願いして、必要に応じた宿泊場所の確保ということをご協力をお願いしているところです。

何らかの形で在宅・宿泊施設で待機している間の、支援者の調整ということになるんですけれども、ここで在宅生活困難障害者の支援者の手配ということになります。

基本的には在宅に入らせていただくのでホームヘルプ事業を想定していただければ結構なんですけれども、この事業は県の単独事業となりますので、特にホームヘルプ事業の基準を設けているわけではありません。

ご本人さんの支援をしていただける人であれば、居宅介護事業者、いわゆるヘルパーの方であっても、普段通っている通所施設の職員の方であっても、それ以外の方であってもどなたでも結構です。

そういった支援者の調整ということになるんですけれども、一時的には障害児者地域生活ネットワーク支援事業という、県が各圏域の事業所に委託をして実施していただいている相談支援事業があるんですけれども、そちらの相談事業所さんをお願いをさせていただいています。

ただ、その方々だけに調整をしていただくというよりは、各市町で実施をしている障害児者相談事業を受託している方、あるいは実際にその状況になられたご本人さんの指定特定相談計画相談を担当していただいている方と協力をしていただいて、支援者の手配をしていただければと考えています。

フローの中に滋賀県障害児者自立支援協議会と書かせて頂いておりますが、県の協議会につきましては、実際に支援に入っていたいただいた方の報酬をお支払いするための事務を主に担ってもらうようにしておりますので、支援の調整につきましては各圏域の方でお願いします。

支援に入らせていただくときにですけれども、通常のヘルプサービスの単価では心もとない、やはり濃厚接触者とはいえ感染のリスクが無いわけではないので、そういう状況での支援の対価というものを県の方で準備をしています。

具体的には日中に関しては1時間4000円、夜間については1時間5000円という報酬単価としています。基本的には常時介護・介助・見守りを必要とされる方を想定していますので、丸1日当たりの単価で言いますと10万円を少し超えるくらいの報酬が得られるという

ことになります。

それを同じように居宅介護ホームヘルプの単価で換算するとおよそ 4 万円から 5 万円の間ということになりますので、1 日単価でいうと倍ほどの単価を用意させてもらっています。

そういった形で支援者の手配をしていただくんですが、実際の支援に入っていただくときには感染のリスクをできるだけ下げないといけないという課題があります。

それについてはマスク、手袋、フェイスガード、ガウン等について県の方で確保して、実際に支援に入っていただく方に提供するというのも、この事業にふくまれています。

また、そういった衛生用品ですけれども、確実に装着、脱いでいただくということをしなれば、感染リスクが高まります。

着脱の方法についてのレクチャー、こちらはビデオを作成して各圏域にお配りしておりますけれども、こういった形でレクチャーさせていただくこともこの事業に含まれております。

実際に支援していただいて、2 週間程度経過して、その間にもし発熱等の症状が発生した場合には保健所に連絡をしていただきたいと思います。

特に発熱等が起こらずに経過した場合には、基本的には感染リスクがないということになりますので、ご本人さんには通常の生活に戻っていただくことになります。

家族についても、軽症であった場合にはもう退院をされているということになりますので、通常の生活に戻っていただきます。

必要に応じて支援の継続もあると思いますが、感染リスクが無くなった場合には通常のヘルプ事業に戻っていただくことになります。

以上が事業のフローということになるんですけども、今申し上げたのが在宅のでの経過観察での支援になるんですが、一応それ以外にも適応できるように考えさせていただいてます。

今申し上げたのが在宅障害児者の支援となっております。

さらに陽性になられて病院に入院された場合にも、その病院に派遣することができるということになっています。

またグループホームや障害者支援施設などで感染がおこった場合に、外部から支援者が応援に入る場合にもこの事業を使って入っていただくことができます。

もう一つここに示していますのが支援者宿泊費用ということで、実際に支援に入っていた方が感染のリスク対応をしっかりといただいていると自宅に帰っていただけると考えています。

しかし、何らかの理由で自宅に帰れない、家に高齢者の方がいる、小さなお子様がいるということで家に帰れないということであれば、その方の宿泊費用もこの事業に含まれてい

ます。

こういった形で県としては事業化させていただいているんですが、この事業ですべての新型コロナウイルス感染に関わる障害のある方の支援というものの調整ができるかというところは考えておりません。

フローの途中でも説明をいたしましたけれども、自宅以外の宿泊施設の確保でありますとか、実際に支援に入っていただく方の確保につきましては各市町のほうで調整いただくことをお願いさせて頂いています。

県としてはこの事業を作らせて頂いたということで、各市町、各圏域でこの事業をうまく活用いただいて、新型コロナウイルス感染症に関わる障害のある方への支援が必要になった場合には、この事業を活用した形で体制を整えていただければ有難いと考えています。これ以外にも何らかの問題、課題が明確になってきた場合には、また県としても対応を考えていきたいので、各圏域のところでご協議いただいて、協議にも県の方でもできる限りご協力させていただきたいと考えておりますのでどうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

これで事業の説明を終わらせて頂きます。